

事業の種類分類	番号	事業の種類	労災保険率	
			旧	新
林業	02 又 は 03	林業	6 0 / 1 0 0 0	6 0 / 1 0 0 0
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	4 1 / 1 0 0 0	3 2 / 1 0 0 0
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	4 0 / 1 0 0 0	4 1 / 1 0 0 0
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。） 又は石炭鉱業	8 7 / 1 0 0 0	8 7 / 1 0 0 0
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	4 6 / 1 0 0 0	3 0 / 1 0 0 0
	24	原油又は天然ガス鉱業	6.5 / 1 0 0 0	6.5 / 1 0 0 0
	25	採石業	7 0 / 1 0 0 0	7 0 / 1 0 0 0
	26	その他の鉱業	2 8 / 1 0 0 0	2 4 / 1 0 0 0
建設事業	31	水力発電施設，ずい道等新設事業	1 1 8 / 1 0 0 0	1 0 3 / 1 0 0 0
	32	道路新設事業	2 1 / 1 0 0 0	1 5 / 1 0 0 0
	33	舗装工事業	1 4 / 1 0 0 0	1 1 / 1 0 0 0
	34	鉄道又は軌道新設事業	2 3 / 1 0 0 0	1 8 / 1 0 0 0
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1 5 / 1 0 0 0	1 3 / 1 0 0 0
	38	既設建築物設備工事業	1 4 / 1 0 0 0	1 4 / 1 0 0 0
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	1 4 / 1 0 0 0	9 / 1 0 0 0
	37	その他の建設事業	2 1 / 1 0 0 0	1 9 / 1 0 0 0
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	7.5 / 1 0 0 0	6.5 / 1 0 0 0
	65	たばこ等製造業	6.5 / 1 0 0 0	5.5 / 1 0 0 0
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	5.5 / 1 0 0 0	4.5 / 1 0 0 0
	44	木材又は木製品製造業	1 8 / 1 0 0 0	1 5 / 1 0 0 0
	45	パルプ又は紙製造業	7.5 / 1 0 0 0	7 / 1 0 0 0
	46	印刷又は製本業	5 / 1 0 0 0	4.5 / 1 0 0 0
	47	化学工業	6.5 / 1 0 0 0	5 / 1 0 0 0
	48	ガラス又はセメント製造業	7.5 / 1 0 0 0	7.5 / 1 0 0 0
	66	コンクリート製造業	1 4 / 1 0 0 0	1 4 / 1 0 0 0
	62	陶磁器製品製造業	1 7 / 1 0 0 0	1 8 / 1 0 0 0
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	2 6 / 1 0 0 0	2 6 / 1 0 0 0
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	7.5 / 1 0 0 0	7 / 1 0 0 0

	51	非鉄金属精錬業	7.5 / 1000	8.5 / 1000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	8.5 / 1000	7.5 / 1000
	53	鋳物業	18 / 1000	19 / 1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器，刃物，手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	14 / 1000	11 / 1000
	63	洋食器，刃物，手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	9 / 1000	7.5 / 1000
	55	めっき業	8.5 / 1000	6 / 1000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業，輸送用機械器具製造業，船舶製造又は修理業及び計量器，光学機械，時計等製造業を除く。）	7 / 1000	7 / 1000
	57	電気機械器具製造業	4.5 / 1000	3.5 / 1000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	6 / 1000	5 / 1000
	59	船舶製造又は修理業	22 / 1000	23 / 1000
	60	計量器，光学機械，時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	4.5 / 1000	3 / 1000
	64	貴金属製品，装身具，皮革製品等製造業	5.5 / 1000	4 / 1000
	61	その他の製造業	8 / 1000	7.5 / 1000
運輸業	71	交通運輸事業	5.5 / 1000	5 / 1000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	13 / 1000	11 / 1000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	13 / 1000	12 / 1000
	74	港湾荷役業	23 / 1000	17 / 1000
電気，ガス，水道 又は熱供給の事業	81	電気，ガス，水道又は熱供給の事業	4.5 / 1000	3.5 / 1000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	12 / 1000	12 / 1000
	91	清掃，火葬又はと畜の事業	13 / 1000	13 / 1000
	93	ビルメンテナンス業	6.5 / 1000	6 / 1000
	96	倉庫業，警備業，消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7 / 1000	7 / 1000
	97	通信業，放送業，新聞業又は出版業	4.5 / 1000	3 / 1000
	98	卸売業・小売業，飲食店又は宿泊業	5 / 1000	4 / 1000
	99	金融業，保険業又は不動産業	4.5 / 1000	3 / 1000
	94	その他の各種事業	4.5 / 1000	3 / 1000

労務費率表

平成 21 年 4 月 1 日 ~

業種番号	事業の種類	平成 18 年 4 月 1 日以降開始の工事		平成 21 年 4 月 1 日以降開始工事	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設、隧道等新設事業	19%	1 1 8 / 1 0 0 0	19%	1 0 3 / 1 0 0 0
32	道路新設事業	21%	2 1 / 1 0 0 0	21%	1 5 / 1 0 0 0
33	ほ装工事業	20%	1 4 / 1 0 0 0	19%	1 1 / 1 0 0 0
34	鉄道又は軌道新設事業	23%	2 3 / 1 0 0 0	24%	1 8 / 1 0 0 0
35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	21%	1 5 / 1 0 0 0	21%	1 3 / 1 0 0 0
38	既設建築物設備工事業	21%	1 4 / 1 0 0 0	22%	1 4 / 1 0 0 0
36	機械装置の組立て 又は据付けの事業	組立て又は取付けに 関するもの	1 4 / 1 0 0 0	40%	9 / 1 0 0 0
		その他のもの		21%	
37	その他の建設事業	24%	2 1 / 1 0 0 0	24%	1 9 / 1 0 0 0

第二種特別加入保険料率表

平成 21 年 4 月 1 日 ~

事業又は作業の 種類の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率	
		現行	改定後
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第 46 条の 17 第 1 号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	1000 分の 14	14 / 1000
特 2	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 2 号の事業(建設業の一人親方)	1000 分の 20	19 / 1000
特 3	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 3 号の事業(漁船による自営業者)	1000 分の 46	46 / 1000
特 4	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 4 号の事業(林業の一人親方)	1000 分の 51	52 / 1000
特 5	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 5 号の事業(医薬品の配置販売業者)	1000 分の 6	7 / 1000
特 6	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 6 号の事業(再生資源取扱業者)	1000 分の 12	13 / 1000
特 7	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 1 号口の作業(指定農業機械従事者)	1000 分の 5	5 / 1000
特 8	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 2 号イの作業(職場適応訓練受講者)	1000 分の 6	5 / 1000
特 9	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 3 号イ又は口の作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	1000 分の 17	16 / 1000
特 10	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 3 号ハの作業(履物等の加工の作業)	1000 分の 6	7 / 1000
特 11	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 3 号ニの作業(陶磁器製造の作業)	1000 分の 17	17 / 1000
特 12	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 3 号ホの作業(動力機械による作業)	1000 分の 4	4 / 1000
特 13	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 3 号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	1000 分の 18	18 / 1000
特 14	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 2 号口の作業(事業主団体等委託訓練従事者)	1000 分の 6	14 / 1000
特 15	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 1 号イの作業((特定農作業従事者)	1000 分の 7	5 / 1000
特 16	労災保険法施行規則第 46 条の 18 号第 4 号の作業(労働組合等常勤役員)	1000 分の 5	4 / 1000
特 17	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 5 号の作業(介護作業従事者)	1000 分の 7	6 / 1000

(注) 改定が空欄の事業については、現行のまま。

第三種特別加入保険料率表

平成 21 年 4 月 1 日 ~

対 象	第三種特別加入保険料率	
	現 行	改定後
海外で行われる事業に派遣される労働者等	5 / 1000	4 / 1000